第三号様式（第十三条関係）

○　○

動力車操縦者運転免許証記載事項変更記入申請書

下記の通り変更がありましたので関係書類を添えて申請します。

年　月　日

申請者氏名

現　住　所

地方運輸局長　殿

運転免許の種類及び番号		免許	第　号
変更事項	（ふりがな） 氏名	旧	新
	所属事業者名	旧	新

（略）

第三号様式（第十三条関係）

○　○

動力車操縦者運転免許証記載事項変更記入申請書

下記の通り変更がありましたので関係書類を添えて申請します。

年　月　日

申請者氏名

現　住　所

地方運輸局長　殿

運転免許の種類及び番号		免許	第　号
変更事項	（ふりがな） 氏名	旧	新
	所属事業者名	旧	新

（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に運転免許を受けている者の有する運転免許証は、この省令による改正後の動力車操縦者運転免許に関する省令第三条第四項の規定及び第一号様式にかかわらず、この省令の施行後も、なお有効とする。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。